

議案第7号

佐野市公共施設整備基金条例の改正について

佐野市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和4年2月25日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

佐野市公共施設整備基金条例（平成23年佐野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（市において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

佐野市公共施設整備基金を整備の財源に充てる公共施設を拡充するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第7号参考資料

佐野市公共施設整備基金条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 公共施設 <u>(市において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)をいう。以下同じ。)</u>の整備に必要な経費の財源を確保するため、佐野市公共施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 公共施設の整備に必要な経費の財源を確保するため、佐野市公共施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>